

改正

平成25年12月27日規則第46号

平成26年12月25日規則第53号

盛岡市屋外スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市屋外スポーツ施設条例（昭和54年条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、盛岡市屋外スポーツ施設使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあっては、指定管理者）に提出しなければならない。ただし、盛岡市立生出スキー場のロープ塔の使用に係る条例第5条第1項の許可を受けようとするときは、口頭で当該許可の申請を行うことができる。

2 前項本文の申請は、屋外スポーツ施設を使用しようとする日の属する月の初日の1月前（綱取スポーツセンター及びつなぎ多目的運動場にあっては、2月前）から使用しようとする日の前日（玉山運動場、好摩相撲場及び好摩テニスコートにあっては、7日前）までにしなければならない。ただし、市長が屋外スポーツ施設の管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市屋外スポーツ施設使用許可書の交付をもってする。ただし、前条ただし書の許可は、盛岡市立生出スキー場ロープ券の交付をもってする。

2 前項の許可書又はロープ券の交付を受けた者は、屋外スポーツ施設を使用しようとするときは、当該許可書又はロープ券を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(附属設備の使用料)

第4条 条例別表第3号イの市長の定める額は、次表のとおりとする。

区分	使用料	
	単位	金額
盛岡市立太田テニスコート	1面につき1時間までごとに	410円
盛岡市立綱取スポーツセンターテニスコート	1面につき1時間までごとに	410円
盛岡市立綱取スポーツセンター運動場	照明設備1基につき1時間までごとに	370円

盛岡市立玉山運動場		1時間までごとに	1,470円	
盛岡市立好摩テニスコート	一般	1面につき1時間までごとに	310円	
	高等学校生徒以下の者	1面につき1時間までごとに	150円	
盛岡市立つなぎ多目的運動場	全面	全部を点灯する場合	1時間までごとに	3,000円
		2分の1を点灯する場合	1時間までごとに	1,500円
	半面	全部を点灯する場合	1時間までごとに	1,500円
		2分の1を点灯する場合	1時間までごとに	750円

2 条例別表第3号ウの市長の定める額は、1人1回につき100円とする。

(減免の申請)

第5条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市屋外スポーツ施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するものが個人で使用する場合は当該申請書の提出については、当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳

(4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳

(指定管理者の指定の手続)

第6条 条例第14条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市屋外スポーツ施設指定管理者指定申請書に屋外スポーツ施設の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市屋外スポーツ施設指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市屋外スポーツ施設指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第7条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市屋外スポーツ施設指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第9条第2項の規定により定めた利用料金を屋外スポーツ施設において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第16条第1項の市長が定める事項)

第8条 条例第16条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び屋外スポーツ施設の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第46号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第53号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「別表第3号ウ」を「別表第3号イ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。